日本学生支援機構奨学金

平成２９年度第二種奨学金（短期留学）採用候補者の募集について

このことについて，下記のとおり受け付けていますので，本奨学金の貸与を希望する学生は申請を行ってください。なお、第二種奨学金を貸与中の学生が短期留学をする場合は、継続の申請を行って留学中も貸与を受けることが可能です。

記

１　対象者

平成２９年４月から平成３０年３月までの間に，海外の大学等に３ヶ月から１年以内の期間で短期留学をする者で，以下のいずれかの条件を満たす者。

(1) 学生交流に関する協定等に基づく留学
(2) 留学により取得した単位が，本学の単位として認定される留学
(3) 大学院レベルの研究留学で，在籍学校長が有意義と認めた留学

２　奨学金の種類

(1) 第二種奨学金
〔貸与月額〕
【学　群】３万円・５万円・８万円・１０万円・１２万円から選択
【大学院】５万円・８万円・１０万円・１３万円・１５万円から選択
〔貸与期間〕留学を開始する月から終了する月まで

(2) 留学時特別増額貸与奨学金
〔貸与額〕１０万円・２０万円・３０万円・４０万円・５０万円から選択

３　スカラネット（インターネット）による入力

申請書類を受理する際に，ユーザＩＤ・パスワード等を配布しますので，インターネットによる入力を所定の期限までに行ってください。

４　提出期限及びスカラネット入力期限

留学開始月	申請書類提出期限	スカラネット入力期限
平成２９年４月～ 平成２９年７月	平成２９年１月１３日（金）	平成２９年１月１５日（日）
平成２９年８月～ 平成２９年１１月	平成２９年５月９日（火）	平成２９年５月１０日（水）
平成２９年１２月～ 平成３０年３月	平成２９年９月７日（木）	平成２９年９月８日（金）

５　**申込先・提出先**　　各支援室学生支援~~・教務~~

６　**備　　考**

(1) 本奨学金の申込みは，現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていない者でも可能です。

　既に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生は，現在貸与中の奨学金についても所定の手続きを行う必要がありますので，申込みの際に申し出てください。

(2) 留学先での受入れが正式に決定していない場合でも，当該期間中に留学を予定し，本奨学金の貸与を希望している学生は，所定の期限までに申請を行ってください。

　後日採用候補者として決定した際に，留学先での受入許可書等を提出することとなります。

平成２８年１２月１２日
学 生 部 学 生 生 活 課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）
http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/scholarship.html　**をご覧ください。**